## 平成30年度宮城県国民健康保険運営協議会(第2回)会議録

●日 時:平成31年2月8日(金)午後2時から午後3時20分まで

●場 所:宮城県国民健康保険団体連合会 第2会議室(宮城県自治会館6階)

●出席委員: 9名(小坂委員(会長),村田委員(会長代理),長谷川委員,丹野委員,佐藤(幸)

委員, 板橋委員, 佐藤 (勝) 委員, 加茂委員, 藤代委員)

※欠席:木下委員、星委員

●事務局:保健福祉部(渡辺部長,三浦参事兼国保医療課長)

# 1 開会 山田部副参事

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、 本日司会を務めます宮城県保健福祉部副参事兼国保医療課課長補佐の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、只今から「平成30年度第2回宮城県国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

本日の協議会は、情報公開条例第19条の規定に基づき、「公開」となっております。また、協議会の議事録につきましては、後日、委員の皆様に御確認いただいた後、県国保医療課のホームページにて公開いたしますので、御了承をお願いいたします。

なお、本協議会の傍聴につきましては、お手元に配布の参考資料1「傍聴要領」 に従いますようお願いいたします。

(「傍聴要領」により説明)

委員の皆様の出欠状況を御報告いたします。

本協議会の委員は全部で11名ですが、公益代表の木下淑恵委員、被用者保険等保険者代表の星昌明委員が所用で御欠席のため、本日は、被保険者代表委員3名、保険医又は保険薬剤師代表委員3名、公益代表委員2名、被用者保険等保険者代表委員1名の計9名の委員の皆様に御出席いただいております。

委員の過半数の方に御出席いただいておりますので、「国民健康保険運営協議会条例」第4条第2項の規定に基づき、本日の協議会が成立しておりますことを御報告いたします。

あいさつ
山田部副参事

続きまして、宮城県保健福祉部長の渡辺より皆様に御挨拶を申し上げます。

渡辺部長

(あいさつ)

3 報告

続きまして、次第3の「報告」に入ります。

山田部副参事

以後の進行につきましては、小坂会長にお願いいたします。

小坂会長

会長の小坂でございます。昨年12月の第1回の開催に続きまして、本日は第2回の運営協議会となります。どうぞよろしくお願いいたします。

小坂会長

「報告」に入る前に、宮城県国民健康保険運営協議会運営要綱第5条第2項に定める会議録署名委員を定めたいと思います。

会議録署名委員として,被保険者代表の丹野貴美子委員を指名したいと思います が,よろしいでしょうか。

(一同了承)

小坂会長

ありがとうございます。それでは、丹野委員と会長の私が会議録に署名すること にいたします。

小坂会長

それでは、「報告」に入ります。

報告事項1:平成30年度市町村における保険料(税)率の改定状況等について、 事務局から説明願います。

三浦参事兼課長

(資料1により説明)

小坂会長

只今の説明について, 何か御質問や御意見等はございませんか。

(質疑等なし)

小坂会長

続きまして、報告事項2:平成30年度国民健康保険運営協議会・運営連携会議などの開催状況について、事務局から説明願います。

(資料2により説明)

小坂会長

只今の説明について、何か御質問や御意見等はございませんか。

小坂会長

各部会の主な検討事項について紹介してください。

#### 三浦参事兼課長

財政部会では、納付金算定に伴う事項について協議していただきました。

事務処理標準化部会では、今年度から実施している柔道整復施術療養費適正化業務を軌道に乗せるための議論を進めてきました。

収納対策部会では、収納率を向上させる方策等について協議していただきました。関連して、前回も報告しました収納率向上アドバイザーについては、直接希望する市町村に出向いて指導をいただいています。

また、資料に記載はありませんが、9月には収納率向上アドバイザーを講師に迎え研修会を実施しました。

#### 4 議題

続きまして、次第4「議題」に入ります。

小坂会長

平成31年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果等について,事務局から説明願います。

#### 三浦参事兼課長

(資料3-1から3-4により説明)

小坂会長

只今の説明について、何か御質問や御意見等はございませんか。

丹野委員

激変緩和措置は、どのような場合に行われるのか御教示ください。

#### 三浦参事兼課長

激変緩和は、国保制度改革によって、被保険者の保険料・税負担が急激に増加することがないように措置することとしているものです。

制度改革前の平成28年度の納付金相当額と、制度改革後の納付金を比較し、医療費が自然に増加する分である3.02%及び市町村と県を構成員として開催している国保運営連携会議で決定したかさ上げ分である0.5%の合計である

3. 52%を超えた部分について、制度改革によって負担が増加するものとして、ここに激変緩和措置を講じることとしています。

#### 佐藤 (幸) 委員

資料3-1の標準保険料率の理論値の説明に関連し、県内市町村は平成32年度までに3方式へ統一することを目指すという説明がありましたが、33年度以降は2方式を目指していく、ということでしょうか。

#### 三浦参事兼課長

国民健康保険運営方針では、平成32年度までに実際の賦課方式を3方式へ統一することを目指す、と定めています。これを受けて、4方式を採用している市町村は、算定方式を適宜見直してきている状況にあります。

標準保険料率はあくまで理論値であり、県内市町村との協議を経て、全市町村共通で3方式で算定することとなりました。また、県標準保険料率については、都道府県間の比較ができるように、全都道府県共通で2方式で算定することとなっています。

佐藤 (幸) 委員

資料3-4において、標準的な収納率である94%で除すとありますが、これはどのような決め方をしているのでしょうか。全市町村の平均値でしょうか。

三浦参事兼課長

ここでは、平成29年度における被保険者規模別平均収納率の被保険者5千人以上1万人未満区分の収納率である93.88%に基づき、94%としました。被保険者規模区分によって収納率が異なりますが、一例として5千人以上1万人未満の区分を採用したものです。

なお、規模別平均収納率は、その規模に該当する県内市町村の平成29年度実績値を使用しますが、その規模に該当する県内市町村の収納額の合計を、その市町村の調定額の合計で除すことによって算出しています。

小坂会長

激変緩和措置はいつまで行われるのでしょうか。

三浦参事兼課長

終了期限は国から明らかにされていませんが、激変緩和用の特例基金は平成35年度末まで使うことができることとなっているので、現時点ではそこが目安となっています。

佐藤 (幸) 委員

各市町村に財政調整基金がありますが、保険料・税を据え置くために取り崩している事例があります。激変緩和措置との兼ね合いはどのようになっているのでしょうか。

三浦参事兼課長

各市町村は、保険料・税率を検討し決定するに当たって、国保制度改革後も引き 続き財政調整基金を使用することができます。

激変緩和措置は、制度が変わったことによって生じる激変を緩和するために県が 講じる措置であり、各市町村における基金の活用とは関連しないものです。

丹野委員

市町村は、財政調整基金を取り崩さないで、激変緩和措置のみで保険料・税率を 下げる対応をすることができるのでしょうか。

三浦参事兼課長

県で納付金を算定するに当たって大きな変化が生じないように講じるのが激変緩和措置であり、算定上、自然増プラスαを超える部分に措置する仕組みになっています。財政調整基金を取り崩さないことによって保険料・税率が高くなったから、それを引き下げるために激変緩和措置を講じる、というわけではございません。

丹野委員

平成29年度の県内の平均収納率はどの程度でしたでしょうか。

三浦参事兼課長

現年分で93.67%でした。

小坂会長

その収納率は、全国的にはどの程度ですか。

#### 三浦参事兼課長

全国的には、良いとは言えませんが悪くもない状態です。今後も努力していかなければならないと考えています。

#### 小坂会長

本日予定しておりました審議事項は、これで全て終了いたしました。長時間にわ たり御審議いただき、ありがとうございました。

この後の進行は事務局にお願いします。

### 5 閉会 山田部副参事

小坂会長ありがとうございました。また,委員の皆様も,長時間にわたって御審 議いただき,大変お疲れ様でございました。

以上をもちまして、平成30年度第2回宮城県国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

【終了】